2026.10.6

全国農業経営コンサルタント水産部会発表資料

税理士　石井　計行

Ⅰ．食料品消費税１％導入後の漁業経営者への影響

本資料は令和8年9月21日現在の法令・情報に基づくものです

１．免税事業者

漁協、卸売市場へ出荷している漁業者

導入前　軽減税率8%

導入後　軽減税率1%

※軽減税率7%(8%－1%)分の収入減となり、利益も7%減となる

1,080－1,010＝70の利益の減

	軽減税率8%			軽減税率1%			差額
	金額	税率	消費税	金額	税率	消費税	
売上	1,000	8%	80	1,000	1%	10	70

以上により売上70の減とともに利益70の減となる。

２．簡易課税事業者

消費税

8%×(1－0.8)＝1.6%納税　　6.4%利益（「益税」）

1%×(1－0.8)＝0.2%納税　　0.8%利益（「益税」）

	軽減税率8%			軽減税率1%			差額
	金額	税率	消費税	金額	税率	消費税	
売上	1,000	8%	80	1,000	1%	10	70
納付額			16			2	14
差引			64			8	56

以上により売上70の減とともに、消費税の納付額が変わってくる。利益は56の減となる。預かっている消費税は、64残っていたものが8しか残らないため、56の利益減となる。

３．本則課税事業者

(1) 税込経理をしているときは売上が7%(8%－1%)減収となる。利益は変わらない。

	軽減税率8%			軽減税率1%			差額
	金額	税率	消費税	金額	税率	消費税	
売上	1,000	8%	80	1,000	1%	10	70
仕入税額控除額	600	10%	60	600	10%	60	0
納付額		10	20			△ 50	△ 70

(2) 消費税は預かった8%(令和9年4月からは1%)を仕入税額控除後支払うことになる。1%しか預からないのに仕入税額控除額は変わらないため消費税額が還付になる。消費税申告後還付になるため運転資金がその分不足する。

４．免税事業者は課税事業者を選択した方が得か？

【事例】

課税売上	500万円
課税仕入（えさ、漁具、燃料費、支払手数料など）	200万円
不課税仕入（給与、租税公課、減価償却費など）	100万円
非課税仕入（支払利息、地代など）	50万円
経費計	350万円
利益	150万円

課税事業者を選択した場合の消費税計算

	R9.4.1以後(A)		R9.3.31までの税率(B)	
課税売上に係る消費税	500×1%	5万円	500×8%	40万円
課税仕入に係る消費税	200×10%	20万円	200×10%	20万円
納付消費税		△15万円		20万円

・課税事業者になることにより15万円の還付が受けられる！（１年間）(A)

・令和9年3月31日迄の税率でいくと課税事業者選択により20万円の納付！(1年間）(B)

※課税事業者になると帳簿及び請求書等の保存が必要となります。

【飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱①】

〔「中間とりまとめ」（令和8年7月29日社会保障国民会議）及び「「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針」（令和8年8月5日閣議決定）から抜粋〕

課税事業者選択の届出をその課税期間が開始する前日までに提出することが必要である。今回特例として、令和9年4月1日の属する課税期間の末日までに課税事業者選択届出書を提出したときは、当該課税期間の初日の前日までに提出したものとみなす。

※１．課税事業者選択届出書等の提出について、次の措置を講ずる。

①飲食料品の譲渡を行う事業者が、令和9年4月1日の属する課税期間から課税事業者となることを選択する場合において、その課税期間から課税事業者となることを選択する場合において、その課税期間の末日までに課税事業者選択届出書を提出したときは、当該課税期間の初日の前日に提出したものとみなす。

②簡易課税制度選択届出書を提出している飲食料品の譲渡を行う事業者が、令和9年4月1日の属する課税期間について簡易課税制度の適用をやめようとする場合において、その課税期間の末日までに簡易課税制度選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間の初日の前日に提出したものとみなすほか、簡易課税制度を選択した場合の２年間の継続適用要件（簡易課税制度に関するいわゆる２年縛り）は適用しないこととする。

※２．飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの影響を受ける農林漁業者については、消費税率の引下げによる売上税額の減少等に対応して、利子負担を考慮しつつ、資金繰りへの支援を行う。特に本則課税に移行することが困難な簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者については、第一次産品の生産・販売を担う特殊性に鑑み、売上げから回収できない仕入税額が大きくなることで経営継続が困難とならないよう、個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組みを導入することとし、現場の納得感のある対応に万全を期す。

※３．簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者、食品事業者、外食事業者が本則課税事業者に移行する際の相談対応や、税理士費用等の経費に対する支援を行う。

Ⅱ．支援事例

漁獲漁業と水産加工業の両立

１．漁獲漁業（変動収入）と水産加工（安定収入・付加価値増加）で経営の安定化と拡大を図る

２．古い建物を改装して水産加工場(令和7年6月開業)

３．

建物改装代		490万円
真空包装機		69万円
スーパーフリーザー	２台	106万円
ＨＰ作成費		110万円
水産タグ		22万円
設置費		18万円
計		815万円

４．対馬市水産業振興奨励事業(特定有人国境離島漁村支援交付金)費補助金
676万円

５．事業内容（取扱商品）

(1) 急速冷凍加工…あなご・いか
工程：①仕入→②加工（さばく）→③選別→④包装→⑤冷凍

(2) 水産卸…サバ・アコヤ貝(貝柱)・アカハタ・養殖クエ・アカムツ(将来)など
※その日漁獲した鮮魚をその日の夕方には飲食店で提供（対馬→福岡）

６．販路

・高校卒業後、建設レンタル機械リース会社で営業力を身につけた
・福岡の飲食店へ直接卸

７．水産加工部門の月間売上：300万円目標

８．労働力確保
現状は両親で対応、今後従業員採用予定




TOSPACK
-60

